

不動産 公売広報

公売日：令和8年1月13日（火）

場 所：高砂市役所 南庁舎3階

作業スペース3

高 砂 市

財務部税務室債権管理課

高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

TEL（079）443-9018（直通）

不動産公売のご案内

公 売 期 日	令和8年1月13日（火）
公 売 場 所	高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市役所 南庁舎3階 作業スペース3
公 売 方 法	期日入札
入札参加申込受付日時	【第1部 売却区分 070401】 令和8年1月13日（火） 午前10時～10時20分 【第2部 売却区分 070402】 令和8年1月13日（火） 午前11時～11時20分 【第3部 売却区分 070403】 令和8年1月13日（火） 午後2時～2時20分
入 札 日 時	【第1部 売却区分 070401】 令和8年1月13日（火） 午前10時～10時30分 ※午前9時45分頃より入札についての説明を行います。 【第2部 売却区分 070402】 令和8年1月13日（火） 午前11時～11時30分 ※午前10時45分頃より入札についての説明を行います。 【第3部 売却区分 070403】 令和8年1月13日（火） 午後2時～2時30分 ※午後1時45分頃より入札についての説明を行います。
開 札 日 時	【第1部 売却区分 070401】 令和8年1月13日（火） 午前10時30分 【第2部 売却区分 070402】 令和8年1月13日（火） 午前11時30分 【第3部 売却区分 070403】 令和8年1月13日（火） 午後2時30分
売 却 決 定 日 時	令和8年2月3日（火） 午前10時
売 却 決 定 場 所	高砂市役所 財務部 税務室 債権管理課
買 受 代 金 納 付 期 限	令和8年2月3日（火） 午後2時

注 意 事 項

- (1) 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等をご確認ください。
- (2) 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。
- (3) 執行機関（市）は、公売財産の種類又は品質に関する契約不適合責任等を負いません。
- (4) 執行機関（市）は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処理については買受人が行うことになります。
- (5) 土地の境界については隣接地所有者と協議してください。
- (6) 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。
- (7) 権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。ただし、法令等の規定により関係機関の許可又は登録等を要する公売財産については、要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。
- (8) 公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。
- (9) 公売を中止する場合がありますので、その際は中止の旨をお知らせします。
- (10) 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。

携 行 品

(1) 公売保証金

現金又は金融機関振出しの小切手（振出日から営業日で5日以内）。5日以内の計算については発行した翌日から起算するものとします。

(2) 本人確認ができるもの

入札者が個人の場合は運転免許証やマイナンバーカード、法人の場合は商業登記簿抄本等をご持参ください。

(3) 暴力団員等でない旨の陳述書

陳述書の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。

なお、法人の場合は、法人の役員を証する書面として商業登記簿に係る登記事項証明書を提出する必要があります。

また、宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者は、その許認可等を受けていることを証明する文書（宅地建物取引業の免許証等）の写しを併せて提出する必要があります。

(4) 委 任 状

代理人により入札される場合（法人で代表者権限のない方が入札される場合を含む）は、代理権限を証する委任状が必要です。また、委任者が法人の場合は、委任者の印鑑証明書が必要です。

共同で入札される場合で、他の共有者が入札に来られない場合も委任状が必要です。

(5) 収 入 印 紙

落札できなかった方は、入札前に納めていただいた公売保証金をお返しすることになりますが、この場合、公売保証金の返還を受ける方が営利法人又は個人の営業者の方は、200円の収入印紙が必要です。

(6) 印鑑

個人で入札される場合は認印、法人で入札される場合は代表者印、代理人の場合は代理人の認印が必要です。

(7) 共同入札代表者の届出書兼持分内訳書

共同入札をする場合は共同入札代表者の届出書兼持分内訳書の提出が必要です。

※上記（3）（4）（7）の様式については、巻末資料を複写して使用してください。

また、高砂市ホームページにも掲載しています。

公 売 参 加 の 手 引 き

公売参加資格	<p>1 原則として公売保証金（次の「公売保証金」の項目参照）を納付すれば、どなたでも入札に参加することができます。</p> <p>ただし、国税徴収法第92条（買受人の制限）及び国税徴収法第108条第1項（入札等の制限）等の規定に該当する方は公売に参加することができません。</p> <p>また、公売財産の入札等をしようとする方（法人の場合はその役員全員）は、暴力団員等でない旨の陳述書を提出する必要があります。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効になります。</p> <p>2 入札する物件が農地である場合は、権限を有する行政庁（以下「権限庁」という。）が交付した買受適格証明書を提出又は提示しなければ公売に参加できません。</p> <p>3 代理人が入札する場合は、代理権限を証する委任状が必要となります。</p>
公売保証金	<p>1 公売に参加するためには、公売保証金が必要です。公売当日、所定の公売保証金（現金又は金融機関振出しで振出日から5日以内の小切手）をご持参の上、入札参加申込受付期間内に納付手続きを完了してください。</p> <p>また、公売保証金の返還に際し利子はつきません。</p> <p>2 公売保証金の納付は、「公売保証金提供書」に現金又は金融機関振出しの小切手を添えて提出してください。</p> <p>3 公売保証金の納付と引換えに入札書をお渡しします。</p>
入 札	<p>1 入札開始から終了までの手順等は、公売担当職員の説明に従ってください。</p> <p>2 入札者は、所定の入札書により売却区分の番号ごとに入札してください。</p> <p>3 入札書の入札価額は丁寧に書き、頭部には必ず「金」又は「¥」の文字を付けてください。</p> <p>4 架空の名義や他人の名義は、絶対に使用しないでください。落札後、登記を行う場合は、入札書に記載された住所及び氏名により行うこととなります。</p> <p>5 代理人の場合は、入札者欄に買受人本人の住所及び氏名を記入し、その下の欄へ代理人の住所及び氏名を記入してください。法人名で入札される場合には、入札書の提出を行う方が代表権限を有することを証する書面（商業登記簿等）を入札に先立って提示してください。</p> <p>6 一度入札した入札書は、入札時間内であっても、引換え、変更又は取消しをすることはできません。</p> <p>7 入札箱へ入札書を入れる前に、もう一度入札書の金額等に誤りがないか、金額を訂正していないかを確認してください。入札価額を訂正したものは無効となります。</p> <p>8 同一人が同一の公売物件について2枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効になります。</p> <p>9 共同入札する場合は、共同入札者の中から1名の代表者を決定し、共同入</p>

	札者全員の住所（所在地）、氏名（名称）及び持分を記入した「共同入札代表者の届出書兼持分内訳書」を提出してください。
開 札	入札書は入札者の面前で開札します。ただし、入札者又は代理人が開札の場所にいない場合又は立ち会わない場合は、公売を担当していない職員が立ち会って開札します。
最高価申込者の決 定	<p>1 見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者として決定します。</p> <p>2 最高の価額による入札者が2名以上ある場合（同額である場合）には、これらの者の間で追加入札を行い、最高価申込者を決定します。</p> <p>なお、追加入札をすべき者が当初の入札価額に満たない価額で追加入札をした場合又は入札をしなかった場合は、国税徴収法第108条（公売場所への入場、入札等の制限）の規定が適用されることがあります。</p> <p>3 追加入札による最高価額も同額の場合は、くじ引きで最高価申込者を決定します。</p> <p>4 最高価申込者の納付した公売保証金は、売却決定日時まで保管し、売却決定後、買受代金に充てます。</p>
次順位買受申込者の決定	<p>1 公売財産の売却区分ごとに、次の要件を満たす入札者から次順位による買受けの申込みがあるときは、その方を次順位買受申込者とします。</p> <p>（1）入札価額が見積価額以上である。</p> <p>（2）入札価額が最高価額に次いで高価である。</p> <p>（3）入札価額が最高価額から公売保証金の額を控除した額以上である。</p> <p>2 次順位による買受けの申込みがあり、最高価額に次ぐ同額の入札者が2名以上ある場合もくじ引きで次順位買受申込者を決定します。</p> <p>3 最高価申込者が、その決定を取り消された場合及び売却決定が取り消された場合は、次順位買受申込者に対して売却決定をします。</p> <p>4 次順位買受申込者の納付した公売保証金は、一定の期間保管します。</p> <p>なお、この場合も公売保証金に利子はつきません。</p>
再 度 入 札	入札日時に入札者がいないとき、又は開札の結果、最高価申込者がいない場合は、再度、入札を行うことがあります。
売 却 決 定	<p>売却決定は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して行います。</p> <p>なお、次順位買受申込者に対して売却決定をする場合には、日時及び買受代金納付の時期が異なることがあります。</p>
売却決定金額 (消費税について)	<p>売却決定は、入札書の「入札金額」欄に記載された金額をもって行います。</p> <p>(平成20年6月6日の国税徴収法基本通達の一部改正により公売財産が消費税法上の課税財産（同法別表第1に掲げる財産以外の財産）である場合には、見積金額、最高価申込価額及び売却金額に消費税相当額を含む取扱いとなりました。このため、「入札価額」、すなわち、落札価額をもって売却決定金額とします)。</p>

買受代金の納付	<p>買受人は売却決定を受けた後、公売広告に記載した納付期限までに、次に掲げるいずれかの方法により、買受代金（売却決定金額－公売保証金）を納付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定金融機関での納付 市が発行する納付書を用いて指定金融機関等で納付してください。なお、納付後、確認のため債権管理課へ電話及び払込本人控えをFAXしてください。債権管理課（079）443-9018 FAX（079）442-2229 2 債権管理課窓口で納付 現金または銀行振出し小切手（振出日から5日以内のもの）を持参し高砂市役所財務部税務室債権管理課（⑯市税の納付・相談窓口）へお越しください。
買受申込の取消し	<p>公売財産の換価について、法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合（地方税法第19条の7等参照）、最高価申込者、次順位買受申込者及び買受人は、滞納処分の続行が停止されている間は、公売財産の買受申込みを取り消すことができます。</p>
売却決定の取消し	<ol style="list-style-type: none"> 1 最高価申込者又は次順位買受申込者の決定を受けた者について、国税徴収法第108条第2項（最高価申込者等の決定の取消し）の規定により、最高価申込者の決定又は次順位買受申込者の決定を取り消した場合は、その売却決定を取り消します。 2 売却決定に基づく買受代金の納付前に、公売に係る市税の完納の事実が証明された場合には、その売却決定を取り消します。 3 買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しない場合は、その売却決定を取り消します。
公売保証金の返還	<ol style="list-style-type: none"> 1 最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後に「債権領収書」を確認した後「公売保証金返還請求書」と引換えに返還します。 なお、返還を受ける者が當利法人又は個人の営業者である場合には、公売保証金の返還に係る領収証書の裏面に金額、住所及び氏名を記載の上押印し、収入印紙（1通につき200円）を貼付して提出してください。ただし、公売保証金の記載金額が5万円未満のものは必要ありません。 2 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後（次順位買受申込者に対して売却決定をすることのないことが確定した後）に口座振込にて返還します。 3 最高価申込者又は次順位買受申込者で、売却決定を受けたものが納付した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。 4 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないことにより売却決定が取り消された場合は、その者の納付した公売保証金は、その公売に係る市税に充て、なお残余がある場合はこれを滞納者に交付します。
公売保証金の市への帰属	<p>国税徴収法第108条第2項（最高価申込者等の決定の取消し）の処分を受けた者の納付した公売保証金は、高砂市に帰属します。</p>

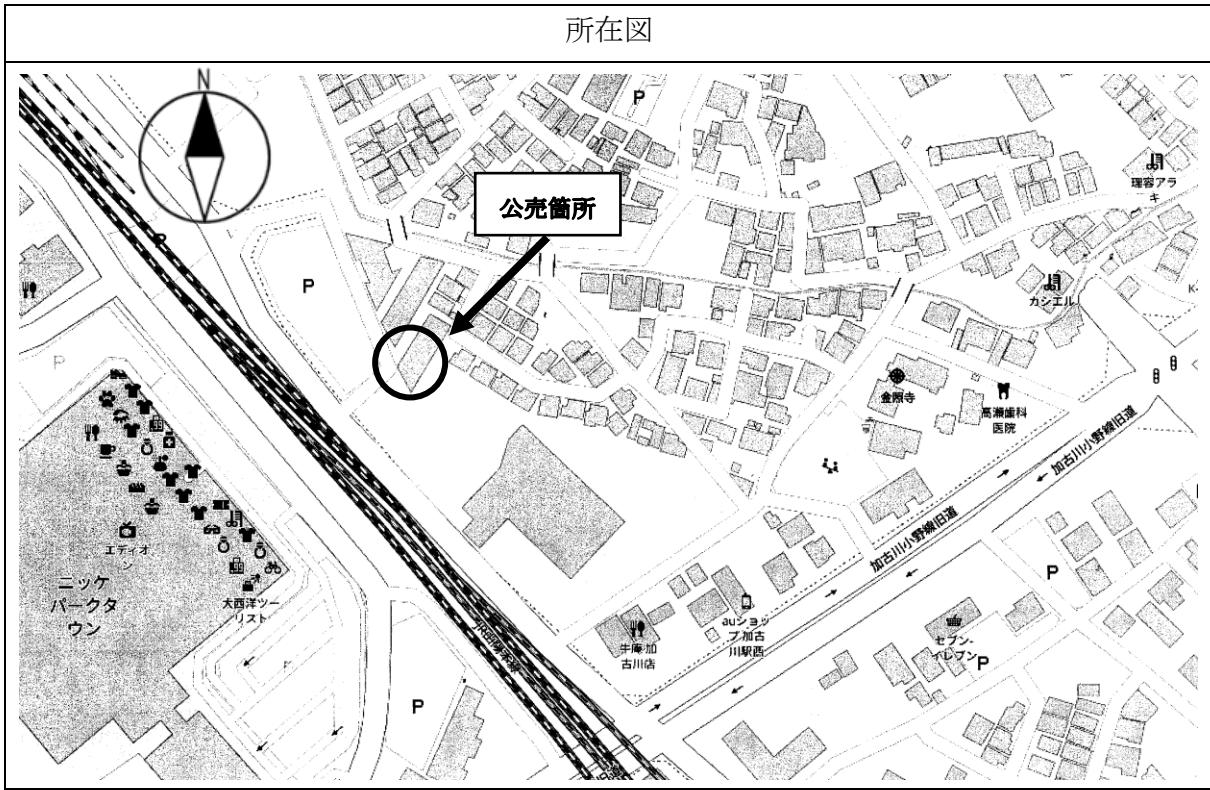
権利移転の時 期等	1 買受人は、買受代金の全額を納付した時に公売財産を取得します。 2 農地については、権限序の許可又は届出の受理がなければ、買受代金の納付にかかわらず権利移転の効力は生じません。
危険負担移転の時 期	1 公売財産の換価に伴う危険負担は、買受代金を納付した時に買受人に移転します。 2 農地については、権限序の許可又は届出の受理がなければ、買受代金の納付にかかわらず危険負担移転の効力は生じません。
権利移転に伴う費用の負担	公売財産の権利移転に伴う登記費用等（登録免許税等）は、買受人の負担となります。
権利移転についての必要書類等	1 買受人は、買受代金の全額を納付後に、次の書類を提出し、所有権移転登記の請求をしてください。 (1) 売却決定通知書 (2) 買受物件の固定資産評価証明書 (3) 買受人の住所及び所在地を証する書面 個人の場合 住民票の写し等 法人の場合 法人の登記簿抄本等 (4) 登録免許税（書面申請）の領収証書又は同税相当額の収入印紙 (5) 登記識別情報通知の郵送用切手 * 上記書類を提出する際には、印鑑（法人の場合は代表者印・代理人が来られる場合は代理人の印）をご持参ください。
注意事項	1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等をご確認ください。 2 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。 3 執行機関（市）は、公売財産の種類又は品質に関する契約不適合責任等を負いません。 4 執行機関（市）は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処理については買受人が行うことになります。 5 土地の境界については隣接地所有者と協議してください。 6 土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 7 権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。ただし、法令等の規定により関係機関の許可又は登録等を要する公売財産については、要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。 8 公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。 9 公売を中止する場合がありますので、その際は中止の旨をお知らせします。 10 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。

公売財産一覧表

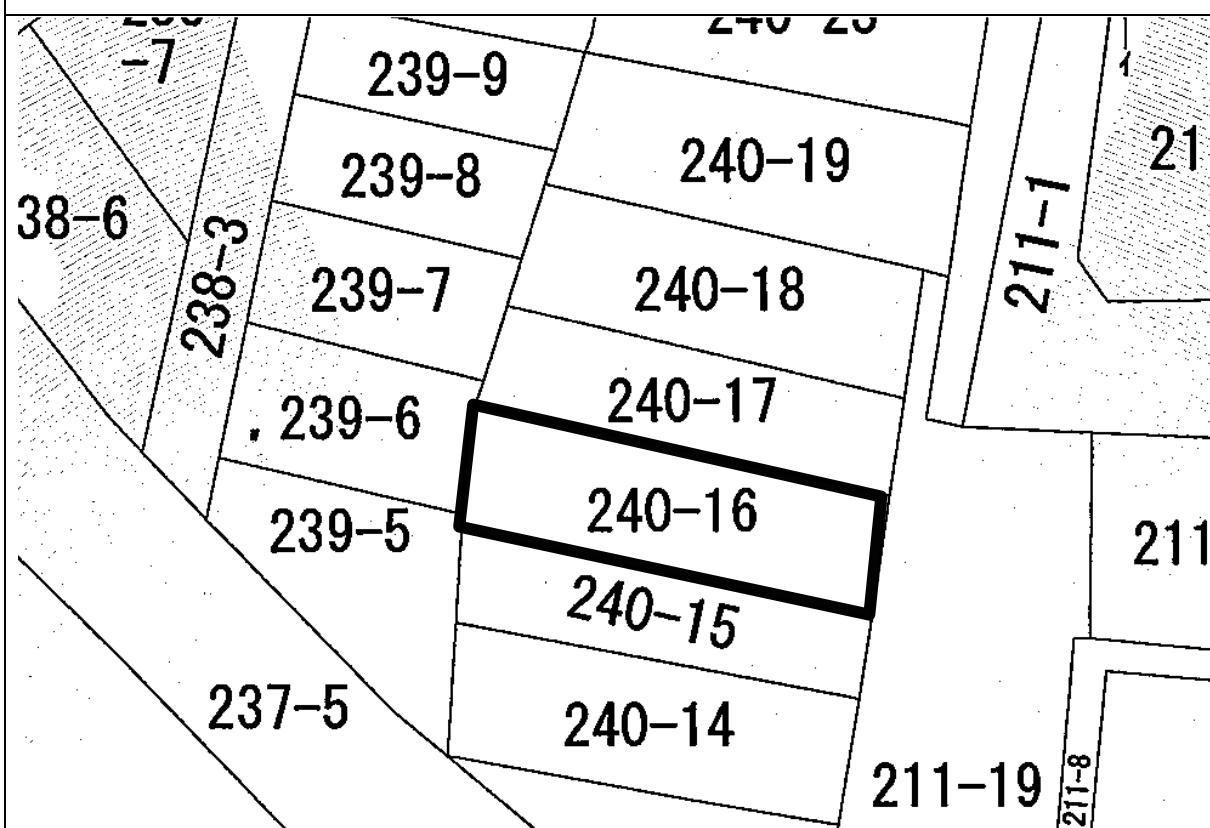
売却区分 番号	見積価額 公売保証金	公 売 財 産		
		種類	所 在 地 等	
070401	1,160,000 円	宅地	加古川市加古川町寺家町字前ノ尻 240 番 16	
	120,000 円			
070402	1,160,000 円	宅地	加古川市加古川町寺家町字前ノ尻 240 番 17	
	120,000 円			
070403	1,290,000 円	宅地	加古川市加古川町寺家町字前ノ尻 240 番 18	
	130,000 円			

売却区分	070401	見積価額	1,160,000円	公売保証金	120,000円
公売財産の表示	不動産登記簿の表示による 所 在 加古川市加古川町寺家町字前ノ尻 地 番 240番16 地 目 宅地 地 積 56.87m ²				
公売財産の概要	1 公売財産は、JR山陽本線「加古川」駅より北西方へ約550m（道路距離）に位置する。近隣地域は戸建住宅、連棟式の区分所有建物等が混在する住宅地域である。 2 公売財産は、いずれも建築基準法上の道路に接面していない無道路地。南東側で現況駐車場（通路）の他人地に、間口約4m、奥行約14.2mで面する。				
法的規制 利用状況等	市街化区域、第1種中高層住居専用地域（指定建ぺい率60%、指定容積率200%）、第3種高度地区				
公売条件 その他の 事項	1 公売財産は有害物質の使用の形跡は認められず、土壤汚染が存在することを示す端緒は発見されなかった。 2 加古川市役所担当課にて聴取したところ、公売財産は周知の埋蔵文化財包蔵地には含まれていないことを確認した。 3 公売財産は、古地図（昭和53年、平成6年）、土地登記簿による地歴調査等によって、過去に大規模な堅固建物が設された形跡は発見されず、現地調査によっても地下埋設物の端緒も発見されなかった。 4 公売財産の維持管理の状態は外観調査からは概ね普通である。 5 公売財産上には、土地賃貸借契約に基づきその賃借人が建築した建物が存在する。当該土地の賃料等は、当該契約の土地賃貸借契約書の契約書の記載内容及び当該建物の所有者からの聴取内容によると、次の通りである。 (1) 賃料 月額10,000円（令和7年4月から） (2) 契約期間 昭和50年6月12日から昭和85年6月11日まで（更新可能） 6 上記5の土地賃貸借契約書には、次に掲げる事由により当該契約が終了する旨の定めがある。 (1) 契約有効期間の満了 (2) 本物件上の建物が滅失損壊したとき。 (3) 本物件上の建物が売買譲渡されたとき。 (4) その他賃借人の申し入れがあったとき。 また、当該契約書には、当該契約締結と同時に、賃借人が保証金として、1,720,000円を賃貸人に支払う旨及び当該契約の終了に際し賃借人が賃料その他賃貸人に対する債務を完済したときは当該保証金の全額を無利息にて返還する旨の定めがある。				

所在図

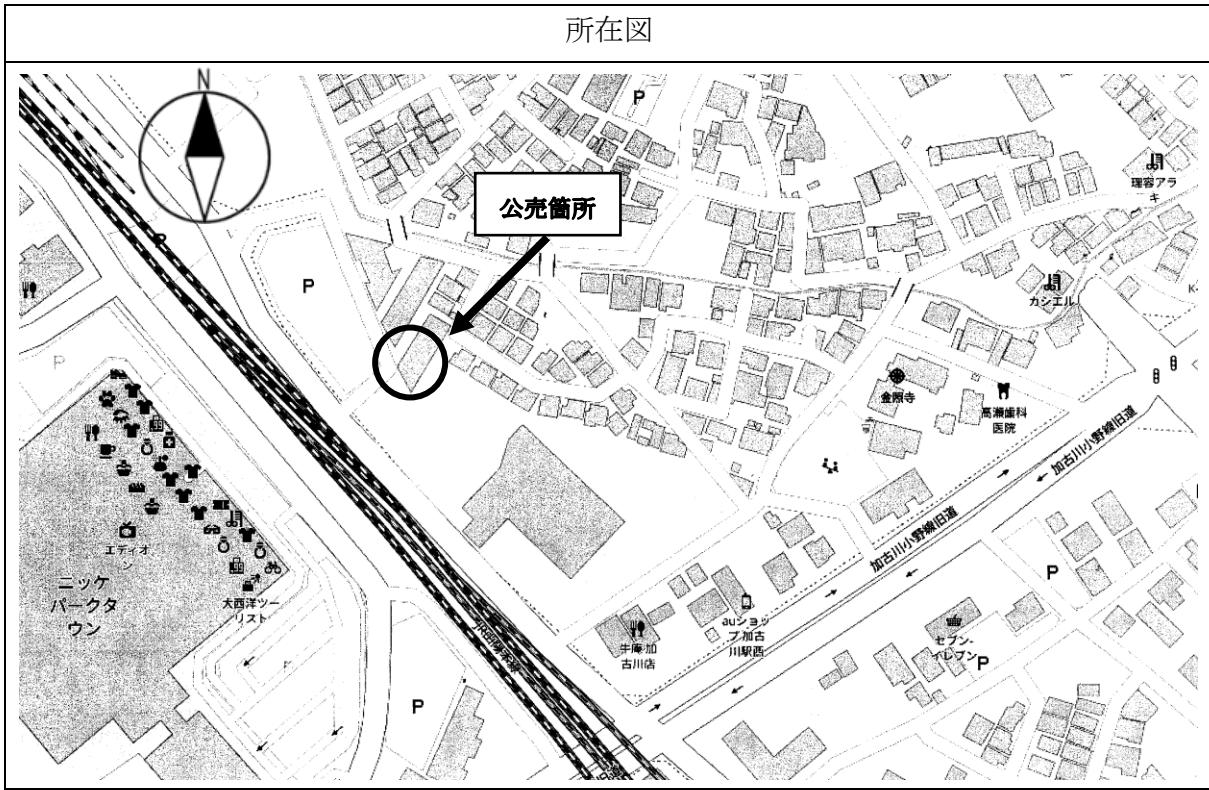


見取図

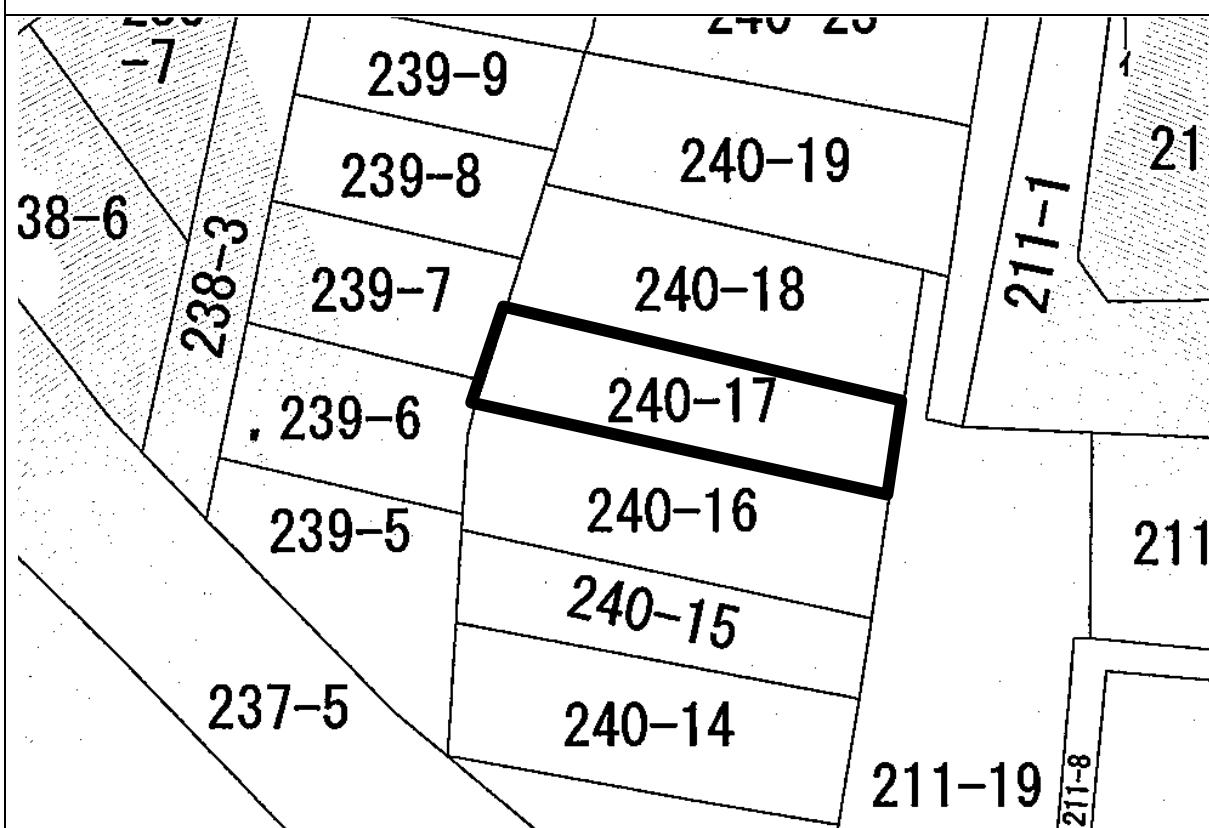


売却区分	070402	見積価額	1,160,000円	公売保証金	120,000円
公売財産の表示	不動産登記簿の表示による 所 在 加古川市加古川町寺家町字前ノ尻 地 番 240番17 地 目 宅地 地 積 56.87m ²				
公売財産の概要	1 公売財産は、JR山陽本線「加古川」駅より北西方へ約550m（道路距離）に位置する。近隣地域は戸建住宅、連棟式の区分所有建物等が混在する住宅地域である。 2 公売財産は、いずれも建築基準法上の道路に接面していない無道路地。南東側で現況駐車場（通路）の他人地に、間口約4m、奥行約14.2mで面する。				
法的規制 利用状況等	市街化区域、第1種中高層住居専用地域（指定建ぺい率60%、指定容積率200%）、第3種高度地区				
公売条件 その他の 事項	1 公売財産は有害物質の使用の形跡は認められず、土壤汚染が存在することを示す端緒は発見されなかった。 2 加古川市役所担当課にて聴取したところ、公売財産は周知の埋蔵文化財包蔵地には含まれていないことを確認した。 3 公売財産は、古地図（昭和53年、平成6年）、土地登記簿による地歴調査等によって、過去に大規模な堅固建物が設された形跡は発見されず、現地調査によっても地下埋設物の端緒も発見されなかった。 4 公売財産の維持管理の状態は外観調査からは概ね普通である。 5 公売財産上には、土地賃貸借契約に基づきその賃借人が建築した建物が存在する。当該土地の賃料は、当該建物の所有者からの聴取内容によると、月額10,000円（令和7年4月から）である。				

所在図

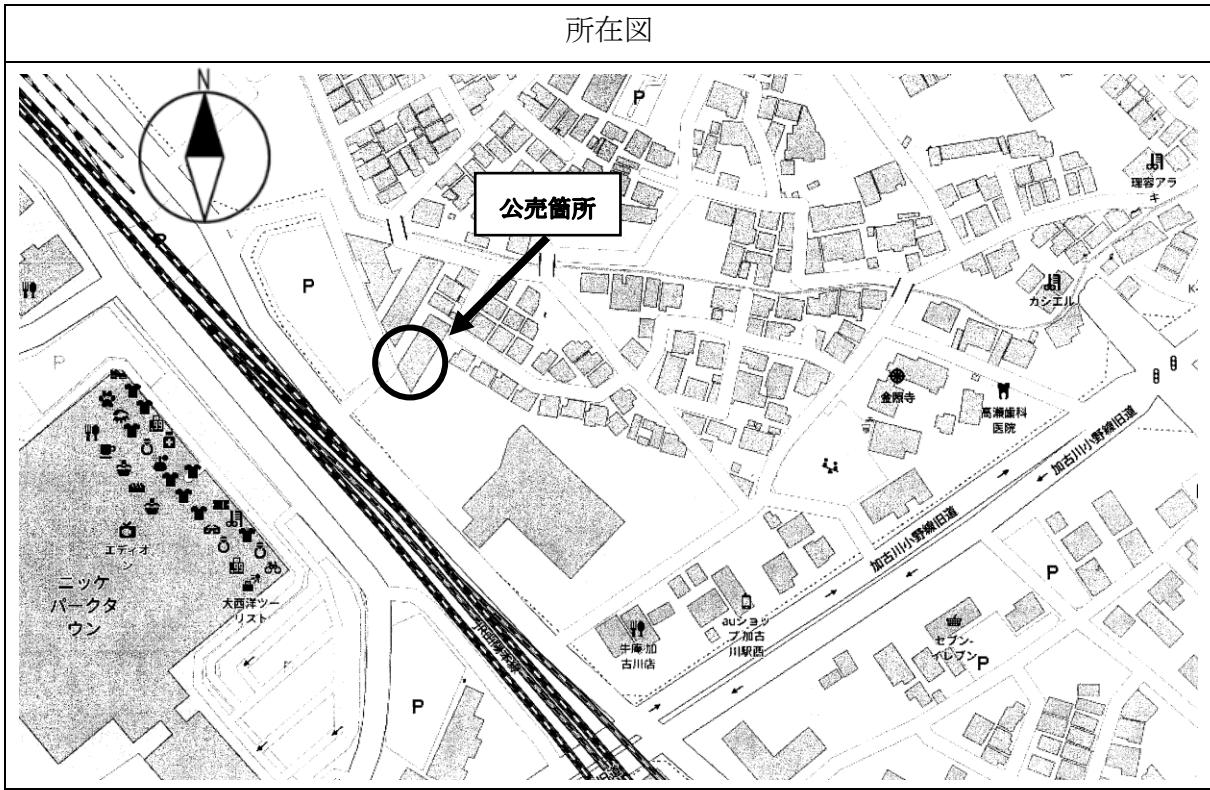


見取図

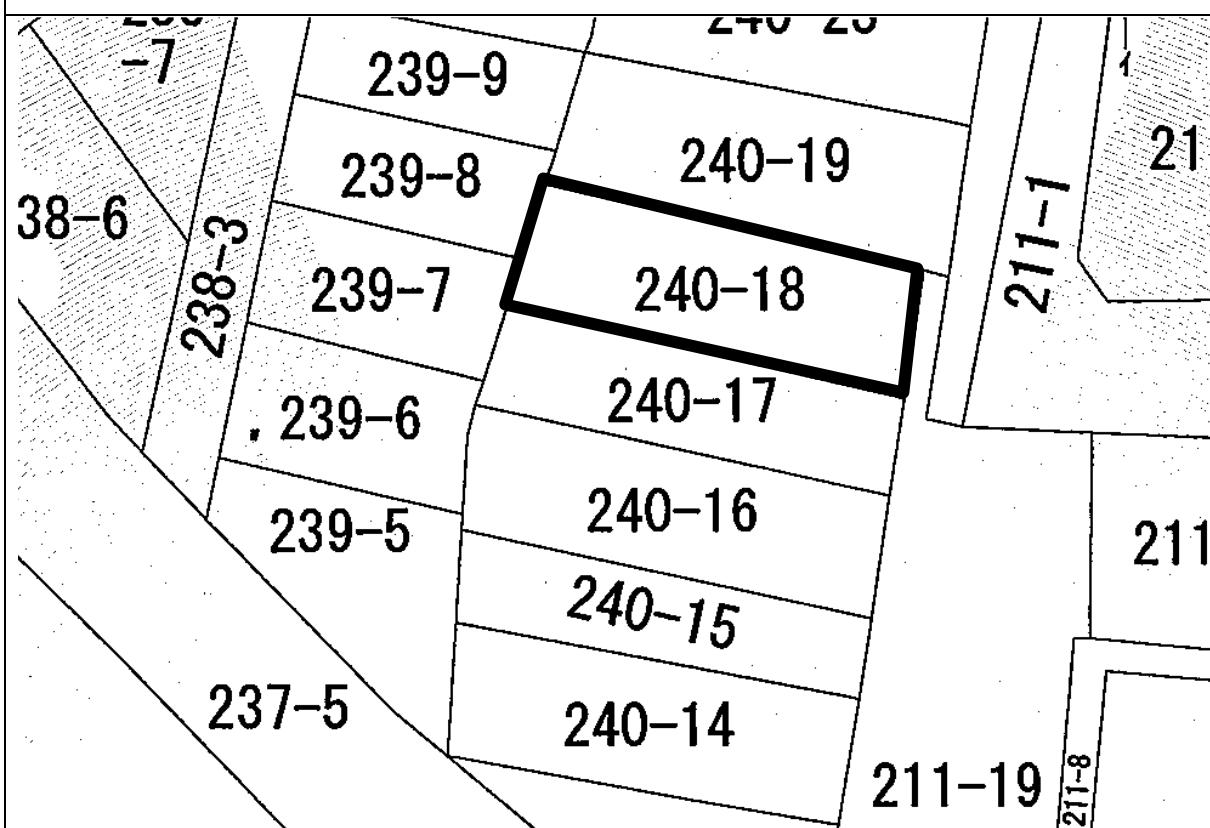


売却区分	070403	見積価額	1,290,000円	公売保証金	130,000円
公売財産の表示	不動産登記簿の表示による 所 在 加古川市加古川町寺家町字前ノ尻 地 番 240番18 地 目 宅地 地 積 56.87m ²				
公売財産の概要	1 公売財産は、JR山陽本線「加古川」駅より北西方へ約550m（道路距離）に位置する。近隣地域は戸建住宅、連棟式の区分所有建物等が混在する住宅地域である。 2 公売財産は、いずれも建築基準法上の道路に接面していない無道路地。南東側で現況駐車場（通路）の他人地に、間口約4m、奥行約14.2mで面する。				
法的規制 利用状況等	市街化区域、第1種中高層住居専用地域（指定建ぺい率60%、指定容積率200%）、第3種高度地区				
公売条件 その他の 事項	1 公売財産は有害物質の使用の形跡は認められず、土壤汚染が存在することを示す端緒は発見されなかった。 2 加古川市役所担当課にて聴取したところ、公売財産は周知の埋蔵文化財包蔵地には含まれていないことを確認した。 3 公売財産は、古地図（昭和53年、平成6年）、土地登記簿による地歴調査等によって、過去に大規模な堅固建物が設された形跡は発見されず、現地調査によっても地下埋設物の端緒も発見されなかった。 4 公売財産の維持管理の状態は外観調査からは概ね普通である。 5 公売財産上には、土地賃貸借契約に基づきその賃借人が建築した建物が存在する。当該土地の賃料等は、当該契約の土地賃貸借契約書の契約書の記載内容及び当該建物の所有者からの聴取内容によると、次の通りである。 (1) 賃料 月額10,000円（令和7年4月から） (2) 契約期間 平成6年から（更新可能） 6 上記5の土地賃貸借契約書には、次に掲げる事由により当該契約が終了する旨の定めがある。 (1) 契約有効期間の満了 (2) 本物件上の建物が滅失損壊したとき。 (3) 本物件上の建物が売買譲渡されたとき。 (4) その他賃借人の申し入れがあったとき。 また、当該契約書には、当該契約締結と同時に、賃借人が保証金として、3,000,000円を賃貸人に支払う旨及び当該契約の終了に際し賃借人が賃料その他賃貸人に対する債務を完済したときは当該保証金の全額を無利息にて返還する旨の定めがある。				

所在図



見取図



高砂市役所案内図



問い合わせ先

高砂市財務部税務室債権管理課

TEL (079) 443-9018 (直通)